

平成26年(ワ)第18301号 損害賠償請求事件

原告 日向 千絵 外3名

被告 一般財団法人全国緊急災害時動物救援本部 外1名

第3準備書面

平成27年2月3日

東京地方裁判所 民事第41部合議1E係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 黒 嵩 隆

同 棚 橋 桂 介

同 重 田 和 寿

平成26年12月24日付文書送付嘱託の申立て及び平成27年2月3日付文書送付嘱託の申立ての必要性につき、原告らは下記のとおり意見を述べる。

記

1 これまで原告らが主張してきた訴外救援本部の注意義務の内容

原告らは、訴外救援本部の不法行為を基礎づける注意義務の内容として、訴状においては、仮に平成24年中の第三次活動支援金の交付を区切りに、一旦義援金の交付システムを再検討すると決めたとしても、2億円を超える

多額の義援金が余っている以上、①速やかに義援金の有効利用の方法を検討し、②現地の動物救護本部に交付する方針が決まったのであれば、速やかに現地本部に受け取りを打診し、③現地本部において当面不要との回答を得たのであれば、寄付者等の意思を考慮し、速やかに被災地において資金援助が必要な事業がないか独自に調査したうえで、直接義援金を交付する方法を検討し、実行に移す注意義務を負っていたと主張した（訴状8頁）。

また、原告らは、第2準備書面においては、上記注意義務をさらに具体化し、①については、救援対象をペットに限定するとしても、例えば仮設住宅内でのペットと住民との共生のための施設づくりへの義援金の拠出を検討すること（第2準備書面11頁）や、上記③の具体的な内容として、（ア）余った2億円を有効に活用するために救援対象を「ペット」に限定したまま、救援の範囲を帰還困難区域内に拡げるか（イ）救援範囲を帰還困難区域外に限定したまま、救援対象を狭い「ペット」ではなくペットが産み落とした子や半ノラの犬猫など、「被災動物」に含まれる範囲まで拡げる注意義務を負っていた（第2準備書面10～11頁）と主張してきた。

2 証拠の偏在による注意義務の具体化の困難さについて

今後、原告らは、さらなる訴外救援本部の注意義務の具体化と、具体化された注意義務を訴外救援本部が懈怠したことを主張・立証することが必要と考えている。

そのためには、訴外救援本部が第3次までの活動支援金交付の後、義援金

の有効活用のためにどのような調査を行い、調査の結果、いかなる活動・団体への義援金の交付が必要であると意思決定したのか、及び唯一平成25年度に義援金が交付されたいわき市本部の申請内容について、明らかにすることが不可欠であるが、上記意思決定・活動支援金交付審査の過程は、外部には公開されておらず、本訴訟における求釈明に対しても被告財団法人から一切の開示がなされないことから、団体外部の原告らがアクセスするためには、文書送付嘱託申立て、あるいは文書提出命令の手段によるほかない。

①訴外救援本部においては、運営に関する重要事項について議決する機関として、救援本部会議が置かれており（甲25－緊急災害時動物救援本部運営要綱）、義援金の使い道という訴外救援本部の存在意義に関わる事項について、本部会議において議論がなされていないはずはなく（被告らも、いわき市救援本部への平成25年度の活動支援金交付について、平成25年12月25日に本部会議を開催して決定したと主張している）、審議内容について作成された議事録が存在することは明らかであること、②訴外救援本部のホームページによると、東日本大震災後に、訴外救援本部の事務局の下に、実際に救援活動を行う救援推進部なる部署が設置されており（甲3）、同部の会議において上記調査結果の検討などがなされた可能性もあることから、平成26年12月24日付いわき市本部に対する文書送付嘱託申立てと併せて、平成27年2月3日付文書送付嘱託を申し立てる次第である。

なお、被告らは、上記本部会議の議事録等について、「自己利用文書（民事訴訟法220条4号ニ）」にあたることから、開示する予定はないと述べ

るが（被告ら準備書面(2)12頁）、仮にこれら文書送付嘱託申立が採用された場合には、訴外救援本部が公益財団法人や公益社団法人など4団体により設立された団体であり、一般消費者から義援金を集めて交付するという極めて公益的な活動を行っている点で、私企業の内部資料とは全く性質が異なることから、「自己利用文書」として議事録等の開示を拒絶することは許されないと考える。

以 上